

[欧州意匠情報]

欧州意匠規則改正のフェーズ 1 が適用（2025 年 5 月 1 日適用）

2024 年 12 月 8 日に発効され、その 4 か月後の最初の 1 日に適用されるとされていた欧州意匠規則改正のフェーズ 1 が 2025 年 5 月 1 日より適用された（フェーズ 2 は 18 か月後最初の 1 日（2026 年 7 月 1 日）に適用される予定）。フェーズ 1 における従来の規則からの主な変更点は、以下の通りである。

(1)名称の変更

従来の共同体意匠（Community Design）から欧州意匠（European Design）へと呼び名が変わった。

(2)「意匠」の定義の変更

従来の定義に加え、アニメーション（変移状態や動き）が追加された。

※従来の意匠の定義：「意匠」とは、製品の全体又は一部の外観であって、その製品自体及び／又はそれに係る装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は素材の特徴から生じるものをいう。

(3)「製品」の定義の変更

従来から、アイコンや GUI 等の実体の無い物品の共同体意匠登録は可能であったが、今回の改正では製品の定義に明確に記載された。また、建物の内装、組物等も保護の対象となった。

(4)複数意匠一括出願（多意匠一出願）の要件変更

従来は同じロカルノ分類（メインクラス）が同じ物品は多意匠一出願可能だったが、ロカルノ分類にかかわらず多意匠一出願することが可能になった（ただし、50 意匠まで）。なお、2 意匠目～10 意匠目の出願料は€175 から€125 へ、11 意匠目～50 意匠目の出願料は€80 から€125 へ変更された（1 意匠目の出願料に変更なし）。

(5)公告料の変更

従来は出願料を支払い、公告料を払ったのちに登録証が発行されていたが、公告料は最初の出願料に含まれるようになった。

(6)出願窓口の一本化

従来は域内の特許庁経由で欧州連合知的財産庁（EUIPO）への出願が可能だったが、今後は直接 EUIPO へ出願することになった。

(7)修理条項の明文化

従来経過措置とされていた、スペアパーツへの意匠権実施の制限規則（修理条項：repair clause）が恒久化された。

(8)登録マーク®の付与

著作権マーク（©）や登録商標マーク（®）と同じように、意匠登録によって保護されている製品に意匠権者は®を使用することが可能になった。

【情報源】

欧州連合知的財産庁（EUIPO） HP：

<https://www.euipo.europa.eu/en/designs/design-reform-hub>

日本特許庁（JPO）による旧欧州規則の和訳：

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ec6_02j.pdf